



テレビ等は適正な処理を!!

地上アナログ放送の終了にともない、アナログテレビの排出増が予想されます。処分する場合は、家電リサイクル法にもとづいた適正なりサイクルと不法投棄の防止にご協力ください。

テレビ (ブラウン管式・液晶・プラズマ式)		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機 衣類乾燥機	エアコン
15型以下	1,785円	170ℓ以下	3,780円	2,520円	2,100円
16型以上	2,835円	171ℓ以上	4,830円		

※リサイクル料金は、メーカーにより異なる場合があります。

リサイクルの方法は？

家電販売店に引き取りを依頼する場合

- 買い換えの場合は、新製品を購入した小売店で引き取ってもらう。
 - 過去に購入した小売店で引き取ってもらう。
- ※家電販売店によっては、上記以外の場合でも引き取りを行っていますので、相談してみてください。

リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼する。

家電販売店に引き取りを依頼できない場合

- ① 事前にメーカー名と大きさ(テレビ画面のサイズ、冷蔵庫・冷凍庫の内容積)を確認する。
- ② 郵便局に行き、備えてある「家電リサイクル券」に記入のうえ、リサイクル料金を支払う。
- ③ 家電リサイクル券を機器の右側面上部(液晶・プラズマ式テレビは背面左上部)に貼付する。
- ④ 「坂東市リサイクルセンター」または「指定引取場所」に持ち込む。

○坂東市リサイクルセンター 坂東市山2177番地88

月～金曜日(祝日除く) 午前9:00～正午 午後1:00～4:30

○指定引取場所 ※坂東市近郊

平和貨物運送株式会社 本社営業所 下妻市下木戸365番地1 ☎0296-43-3653

日本通運(株)茨城支店守谷流通センター 守谷市百合ヶ丘一丁目2432 ☎0297-20-3510

※家電リサイクル券の貼付があれば、市の粗大ごみ個別収集(1回5点まで1,000円)でも回収します。個別収集の処理券は、生活環境課または窓口センター(猿島庁舎)で販売しています。

不法投棄は犯罪です！

廃棄物処理法により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金という厳しい罰則が定められています。

＜家電リサイクルに関するお問合せ＞

(財)家電製品協会家電リサイクル券センター

☎0120-31-9640(フリーダイヤル)

URL <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

■お問合せ 生活環境課(岩井庁舎/内線1453)



※ごみ集積所に
家電リサイクル品は
出せません。